

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名： 土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
浜田港 荷捌機械修繕(リアアスクル等部品交換)	H29.11.8	日本キャピラー(同) 浜田営業所 浜田市治和町口-183	3,204,057	第167条の2 第1項第2号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能なものがないため。	浜田港湾振興センター	
浜田港 荷捌機械修繕(フロントタイヤ交換)	H29.11.24	日本キャピラー(同) 浜田営業所 浜田市治和町口-183	2,990,520	第167条の2 第1項第2号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能なものがないため。	浜田港湾振興センター	
石見空港定電流調整装置外保守点検業務	H29.11.20	㈱日立製作所中国支社 広島市中区袋町5番25号	4,158,000	令第167条の2 第1項第2号	機器製造業者でなければ点検できないため	益田県土整備事務所	